

添付資料6 設計業務対象施設に係る要件

設計業務対象施設に係る要求性能は次のとおりとする。諸室の機能性や効率性を考慮し、多様な目的に応じた空間利用ができるように工夫した施設計画とすること。なお、本項に記載する要求性能は市が求める最低水準であり、具体的な記載のない内容については関連法令や基準等に定める事項を参照し、学校施設として必要な性能を満たすよう計画すること。諸室の室数や面積、設備等の詳細については「添付資料7 必要諸室の諸元表」によるものとする。

1 前提条件

- (a) 現下坂部小学校校舎南側に、新校舎を整備し、新校舎の竣工後、既存校舎の解体を終えて外構及びグラウンドを整備する。
- (b) 体育館は、事業期間を通して継続利用を行える計画とすること。
- (c) 本校は自校調理での給食提供を行っているが、工事期間中令和9年1月から給食センターからの配達による給食提供を行う。配膳室は「添付資料5 尼崎市立下坂部小学校施設台帳」に示す「特別教室棟⑦—2」1階の開放施設「クラブハウス」を使用し、配膳車両（7m トラック）は東門より進入して「特別教室棟⑦—2」南側に午前2回、午後2回停車し、荷下ろし等の作業を行う。配膳車両の展開スペース確保のため、プールの解体、東門の拡幅及びごみ置き場の移設を優先して行うこと。また、給食センターからの配達は新校舎での自校調理開始まで継続するため、必要に応じて工事車両用の進入門整備等を検討すること。
- (d) 下坂部小学校は、令和7年度から民間プールを利用した水泳授業の試行実施を行うため、児童が東北門を通って近松線でバスに乗降することを想定して計画すること。
- (e) プールは令和8年7月以降、旧給食棟は令和9年1月以降に新校舎の供用開始に先行して解体・撤去を可とする。
- (f) 給食センターからの給食配達期間について、当初契約は令和9年1月から令和11年3月末までを予定しているが、提案に基づき令和11年4月以降も契約延長を行う。ただし、新校舎の給食室は、令和12年10月までに供用開始し、自校式での学校給食提供を再開できることにする。
- (g) 解体、建設にあたっては、工事の進捗に影響のない範囲で工期を調整し、工区設定を工夫するなど、可能な限りグラウンドとしての使用ができる区画を確保するよう努めること。
- (h) 各居室は、将来の児童数の変化等に伴い転用する可能性があるため、建築基準法施行令第126条の2第1項第二号に規定される「学校」の緩和規定を適用せずに排煙設備を設けること。なお、排煙設備は、自然排煙が望ましい。

2 全体配置等

(1) 共通事項

- (a) 既存校舎での学校運営を継続するため、新校舎は事業予定地の南側に配置し、外構及びグラウンド整備は既存校舎等を解体・撤去した上で整備することとなるが、新校舎完成後、極力速やかに外構グラウンド整備についても全面供用開始できるよう工夫して配置計画・工程計画を行うこと。
- (b) 住宅地内のために、近隣住宅への日影・圧迫感・騒音等の影響に配慮した建物配置とする

こと。特に住宅が近接する北側には十分に配慮すること。

- (c) 既存の記念碑や記念樹等は【添付資料9 移設対象物位置図】を参照とした施設計画とすること。
- (d) 地域開放ゾーンは、学校運営に支障のないよう動線やセキュリティ対策等に配慮しつつ、地域活動の場として積極的な地域交流が行えるような施設計画を検討すること。
- (e) 敷地内や建物および外部からの見通しが確保され、死角となる場所が少ない計画とすること。
- (f) 全体配置は、利便性を考慮し、類似する機能を有する諸室を集積して計画することが望ましい。
- (g) 児童等の登下校、諸室等へのアクセス、車両動線、給食室への搬出入等に配慮した上で、歩車分離を明確にし、安全性を確保した配置とすること。
- (h) 本施設の整備によって近隣への日照障害を発生させない規模・配置とすること。また、近隣への電波障害を発生させないように規模・配置を検討し、障害等が発生した場合、適切な処置を行うこと。
- (i) 各教室は、自然採光や自然換気に配慮し、明るく開放感のある親しみのある室とすること。廊下等の共用部側の壁面からも採光・通風が確保できるように工夫を行うこと。
- (j) 内装には木材を使用するなど、木のぬくもりや柔らかさを感じることのできる校舎とすること。なお、木材については、県産材を使用するように努めるものとする。
- (k) 地域の指定避難所としての利用も想定し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに配慮した施設計画とすること。
- (l) 外壁、窓はメンテナンスが容易に行えるよう十分に配慮すること。また、原則としてすべての窓に網戸を設置すること。
- (m) メンテナンスやランニングコスト等を検討した、維持管理しやすい計画とすること。
- (n) 原則として校舎全室（廊下、倉庫、トイレ等は除く）及び体育館（アリーナ、その他諸室）において、校内LANが使用できるよう、必要となる電源、電気及び通信設備を整備すること。また、上記設備は将来的な維持修繕、交換等が容易な配置、構造とすることに配慮すること。校舎付近の屋外でも使用できるように考慮すること。
- (o) 各室の詳細な要件については、本資料に記載のほか、「添付資料7 必要諸室の諸元表」のとおりとすること。
- (p) 対象敷地東側に位置する、建築基準法第42条第2項に規定される道路に該当する市道第543号線は、当該道路の後退に合わせて歩道を整備するなど、登下校時の児童の安全確保や地域への貢献を行える計画が望ましい。
- (q) 多目的室及び多目的スペースは、文部科学省が示す公立学校施設整備費国庫負担金等の補助を最大限受けられるよう計画し、事業者の提案により自由かつ最大限に整備すること。

(2) 諸室ごとの要件

① 普通教室等

ア 普通教室（14室）

- (a) 学年単位の活動等を考慮し、同一学年の教室は同一階にまとまりを持った配置を基本とすること。
- (b) 特別教室や体育館への移動が容易な位置への配置とすること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とす

ること。

- (d) 教室サイズの拡大や大型提示装置、充電保管庫などの学習設備を配置することを踏まえた規模として、床面積は1室あたり下限を72m²以上とし、廊下と一体的な利用をするなどゆとりある教育空間を確保すること。また、児童の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
なお、児童の荷物を収納するスペースは、教科書のサイズに合わせてランドセルが大型化していることにも対応し、書道セット、絵具セット、鍵盤ハーモニカなどの荷物も合わせて保管できるようなロッカーを設置すること。
- (e) ピクチャーレールの設置も検討すること。
- (f) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (g) 学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設けること。
- (h) 多様化する学習に対応できるよう、情報（ICT）機器を利用できる環境を整えること。
- (i) 各教室に児童の人数分のタブレット端末を収納できるスペース及び電源配線を確保すること。
- (j) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (k) 出入口は移動式の電子黒板（架台を含む標準サイズ：（最大高さ1,985mm）が容易に搬出入できるサイズとすること。

イ 学年活動室（6室）

- (a) 普通教室と同等（下限72m²以上）の教室・仕様とし、各学年に1室確保すること。
- (b) 可動間仕切りにより分割可能な構造とし、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。分割後の空間は、児童更衣室や少人数指導教室等としての使用を想定する。

② 特別支援学級等

ア 特別支援学級（4室）

- (a) 特別支援学級での少人数学習形態に対応できる柔軟なレイアウトになるよう工夫すること。
- (b) 特別支援学級の配置条件は以下のとおりとする。
- ・障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
 - ・1階若しくは2階に配置すること。
 - ・職員室及びエレベーターの近くに配置すること。
 - ・保健室の近くに配置することが望ましい。
 - ・インクルーシブ教育が推進できるよう普通教室との動線に配慮すること。
 - ・音楽室や図工室等の大きな音が発生する諸室とは離した配置とするなど、音環境に配慮すること。
- (c) 特別支援学級の床面積等は以下のとおりとする。
- ・普通教室と同等（72m²）の教室とすること。
- ※カームダウン等が必要な状況や児童数に合わせた学級数の変更等を想定し、可動間仕切りにより分割可能な構造とすること。
なお、分割後はそれぞれ独立して使用できるよう、電源、照明、空調等諸設備に配慮すること。

- (d) 廊下側にカーテンレールを設置し、実情に応じて目隠し対応ができるようにすること。
- (e) 児童の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (f) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (g) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (h) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (i) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (j) 特別支援学級教室に近接する児童用トイレは、トイレ内に、トイレベッド、介助用のトイレ（個室）やシャワー、洗濯機置き場を設置すること。また、特別支援教室の近くの廊下に手洗い場を配置し、車椅子で使用可能な箇所を1箇所以上設けること。
- (k) 1室あたりの最大人数は、8人を想定すること。
- (l) 周囲の音に配慮した諸室とする。
- (m) 室内で着替えが行えるよう、教室の隅にカーテンレール（L字）を設置すること。

イ 通級指導教室

- (a) 床面積は1室あたり72m²とし、教室にホワイトボードや空調等を設置するなど、独立した使用ができるような構造とすること。
- (b) 障がい等の特性を考慮し、安全性を十分に確保できる配置を検討すること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。また、廊下側にカーテンレールを設置し、実情に応じて目隠し対応ができるようにする。
- (d) 道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (e) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (f) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。なお、児童用の収納スペースは不要とするが、教員用の収納スペースは、普通教室よりも広い空間を確保し、授業の準備がしやすい設えとすること。
- (g) 多様な学習形態に対応できる空間となるように配慮すること。
- (h) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (i) 特別支援学級の近くに設置することが望ましい。

ウ プレイルーム

- (a) 通級指導教室の近くに配置すること。
- (b) 床は転倒時にも配慮した衝撃の吸収性が高いクッションフロアとすること。素材等の使用材についてはシックハウス対策に十分留意すること。
- (c) 体を動かす空間となるため、家具の配置を最小限とした広い空間を整備すること。

③ 特別教室等

ア 音楽教室・音楽準備室

- (a) 音楽活動をより充実できるよう、発表空間・練習空間をできる限り確保すること。
- (b) 他の教室や近隣への音の影響に十分配慮し、普通教室及び特別支援教室等の音への配慮が必要な諸室からは出来るだけ離れた位置に配置することが望ましい。
- (c) 室内音響に配慮すること。

- (d) 音楽教室から直接出入り可能な準備室とすること。なお、準備室は必要とする楽器等を十分余裕をもって保管でき、楽器等に直射日光が当たらない保管スペースを確保すること。
- (e) 音楽室内には単独の音響・映像設備等のシステムを構築すること。専用スピーカー、映像ディスプレイ、マイク、デジタルデータ再生可能の機器等を設置すること。（カットリレー機能付とする。）

イ 理科教室・理科準備室

- (a) 実験用机や必要となる各種設備を適切に配置し、学習環境に必要な設備を設けること。
- (b) 顕微鏡使用時の自然光確保を考慮した配置とすること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 収納棚を十分に設置し、棚は外部から内部に収納している物品等が見えるものとし、施錠が可能であること。
- (d) 原則として、理科教室から直接出入り可能な準備室を設けること。また、薬剤の利用及び臭気の出る作業を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (e) 必要に応じて隣接する廊下などに研究成果などの資料掲示スペースを設けること。
- (f) 理科準備室は理科教材、備品、器具等を十分に収納でき、準備室内で実験作業ができるスペースを確保すること。
また、室内に実験台を1台設置すること。
- (g) 準備室内に、別途施錠が可能な薬品庫（薬品保管室）を設けるとともに、薬品庫内に施錠できる薬品保管庫（薬品保管用什器）を設置すること。
また、薬品保管庫の設置に際しては地震その他の原因により転倒しないよう、壁面等に固定すること。
- (h) 可動型の実験台の採用や設備の配置を工夫するなど、様々な授業形態に対応でき、理科室以外の用途としても使用できるように整備すること。
- (i) 床下に各種配管を設ける場合は、配管空間を設けるなどメンテナンス性を考慮すること。

ウ 図画工作教室・図画工作準備室

- (a) 工作、図画など、主に前期課程の児童が様々な制作活動を行えるよう必要な設備を設けること。
- (b) 作品の制作に配慮して、汚れにくく清掃しやすい床・壁仕上げとし、作品の保管及び展示スペースを十分に確保すること。また、臭気や粉塵の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。
- (c) 図画工作室から直接出入り可能な準備室を計画し、作品や材料の保管スペースを設けること。
- (d) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。
- (e) 床下に各種配管を設ける場合は、配管空間を設けるなどメンテナンス性を考慮すること。
- (f) 手洗いシンクの設置を工夫して、様々な授業形態に対応できる有効なスペースを確保すること。

エ 家庭科教室・家庭科準備室

- (a) 被服台での食事等、裁縫と調理の一体的利用が可能な設備を設けるとともに、調理器具

の利用なども考慮し、衛生面や換気に十分配慮した計画とすること。

- (b) 十分なスペースを確保し、調理台等の設備配置を工夫するなど、ランチルームの用途としても使用できるように整備すること。
- (c) 家庭科教室から直接出入り可能な準備室を計画すること。
- (d) 準備室内に冷蔵庫置き場を設けるとともに、教材等の準備、材料や用具、機器等を収納するスペースを確保すること。
- (e) 調理、被服の授業に対応できるように用具置場を設置するなど、使いやすさを検討すること。
- (f) 必要に応じて隣接する廊下などに作品・資料展示スペースを設けること。
- (g) 床下に各種配管を設ける場合は、配管空間を設けるなどメンテナンス性を考慮すること。

オ 生活科教室

- (a) 生活科の授業ができる広さを確保すること。
- (b) 低学年児童の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめて計画することが望ましい。
- (C) 必要に応じて隣接する廊下などに作品展示スペースを設けること。

カ コンピューター教室（PC室）

- (a) PC室として使用できる水準の電源、電気及び通信設備（LAN配線等）を設けること。
- (b) 令和4年12月19日付文部科学省事務連絡「GIGAスクール構想に基づく1人1台端末環境下でのコンピュータ教室の在り方について」を参考に諸室の配置や使用方法などを提案すること。

キ 専門科目教室

- (a) 普通教室と同等（72m²）の教室・仕様とすること。
- (b) 算数、外国語教室等に使用することを考慮し、壁には可能な限りマグネット等の掲示ができる造りとすること。
- (c) 多様な学習形態での活用も想定し、可能な限り可動式家具とし、広い活動スペースを確保すること。
- (d) 音響機器を設置するとともに、防音などプライバシーに配慮すること。

ク 学校図書館

- (a) 配架・保管する学校図書は11,000冊とし、適正な運用ができるよう書架や収納について計画、整備すること。
- (b) 書架・机・椅子・閲覧コーナーの配置など、児童がより本に親しめる環境となるように工夫すること。
- (c) 個人やグループで自習できるスペースを可能な限り設けること。
- (d) 教職員が児童の様子を見守ることが出来る見通しの良い空間とすること。
- (e) 調べ学習をしやすいよう普通教室や特別教室との位置関係に配慮し、児童が気軽に立ち寄れ、リラックスした雰囲気で学習又は交流できるよう工夫すること。
- (f) 必要に応じて、情報学習コーナーや情報発信・展示スペースの設置を検討すること。
- (g) 学校教育上支障のない範囲（放課後及び休日）での地域開放を行うため、平成25年5月

30日付文部科学省事務連絡「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」を参考に地域の一般利用にも配慮し提案すること。

- (h) 学校図書館のなかに地域コミュニティースペースとは別の地域交流スペースや一般図書スペース、受付カウンター及び事務スペースを確保すること。
一般図書スペースは市立図書館から児童書を中心とした一般図書を配本することを想定しているため、学校関係者及び地域開放利用者にとってより良い空間となるよう配架する冊数も含めて提案すること。
受付カウンターは地域開放ゾーンの貸室業務も行えるよう、地域開放ゾーンの中心となる位置に配置すること。
- (i) 学校外から直接利用することができるよう配置動線に配慮すること。また、配本のための自動車動線にも配慮すること。
- (j) 床面積は180m²を下限とし、地域交流の中心となるよう可能な限りゆとりある空間を整備すること。
- (k) 学校図書館は、他の諸室と一体的な利用等を含め、その活用方法については自由な提案を期待する。
- (l) 図書の清掃等に必要な水回りは、付近の廊下手洗いなどを共用できるよう配慮すること。

ケ 不登校支援室（サポートルーム）

- (a) 普通教室と同等(72m²)の教室・仕様とすること。
- (b) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよい教室とすること。また、廊下側にカーテンレールを設置し、実情に応じて目隠し対応ができるようすること。
- (c) 児童の荷物を収納するスペース、道具入れや用具庫等の必要な収納を確保すること。
- (d) 教員が待機し、授業の準備を行えるスペースを確保すること。
- (e) 教材、教具等を保管するための収納を確保すること。
- (f) 同じ教室の中で、グループで過ごせるエリア、一人で静かに学べるエリアというような、空間を区切れるような提案が望ましい。
- (g) 日照・通風など豊かな自然の恵みを活かせる配置とすること。
- (h) 職員が児童の様子を把握しやすいよう職員室の付近に配置する若しくは職員室からの動線に配慮すること。
- (i) 校舎内では他の児童との動線に考慮し、入室しやすい場所に設けること。
- (j) 敷地内でも他の児童との動線に考慮し、入室しやすい場所に設けることが望ましい。
- (k) 照明は調色調光式とする。

コ 多目的室

- (a) 普通教室2室分を1室として、児童の小集会や説明会、学校関係者による会議など、多目的に使用できるような構造とすること。
- (b) 多目的室は視聴覚室と併用することを考慮した計画とすること。
- (c) 上記の使用が可能となるように、単独の音響・映像設備等のシステムを構築すること。
専用スピーカー、映像ディスプレイ、マイク、デジタルデータ再生可能の機器等を設置すること。（カットリレー機能付とする。）
ホワイトボード等必要となる設備を設置すること。

- (d) 可動式家具を採用し、多様な活動に対応できるように整備すること。
- (e) 学校教育上支障のない範囲（放課後及び休日）での地域開放を行うため、児童動線（児童ホーム含む）やセキュリティラインに配慮すること。

④ 管理諸室

ア 事務室

- (a) 事務室は、来訪者の管理を行いやすいように来客用玄関に隣接して配置することが望ましい。
- (b) 来客用玄関に隣接してカウンター窓及び郵便受けを設置することが望ましい。
- (c) 校長室や職員室との連携が図れるよう動線に配慮すること。

イ 校長室

- (a) 室内に打合せ、応接のスペースを設け、職員室と隣接させること。また、来賓のアプローチや職員室、給湯スペースとの動線に配慮すること。
- (b) 児童や来訪者を確認しやすい配置とすることが望ましい。
- (c) 学校の歴史などに関わる各種資料などを保管するための棚等を設置すること。

ウ 職員室

- (a) グラウンド、校門等を見通すことができ、児童や来訪者を確認しやすい配置とすること。
- (b) 校内各所への移動が容易かつ緊急対応ができるよう、配置・動線に配慮すること。
- (c) 児童・保護者が気軽に入りやすいように、動線や開放性に配慮すること。
- (d) 非常放送設備を設置すること。
- (e) 様々な情報を管理できる情報センター機能を整備すること。
- (f) 校務処理などを支援する学校LAN等を構築し、情報環境を整え、OAフロアなどによる配線のための空間を確保すること。また、将来の情報技術・機器の変化・発展に対応できるように、配線等の増設・変更が容易な設計とすること。
- (g) 打合せスペース、流し・湯沸かし器等の設備（給湯スペース）を室内、または職員室に隣接して整備すること。
- (h) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが教職員と機能的な連携を取れるように配慮すること。
- (i) 各種資料について日常的な利用と適切な保管を考慮した棚を設けること。
- (j) 連絡事項や業務スケジュールを共有するための大型モニター（65インチ以上）を設置すること。

エ 印刷室

- (a) 印刷機器設置スペース・作業スペース・用紙等の保管スペースを確保すること。
なお、用紙等の収納、保管にあたっては日焼け等により用紙が変質しないよう配慮すること。
- (b) 職員室に隣接するなど、作業にあたっての動線に配慮すること。

オ 応接室

- (a) 校長室・職員室に隣接し、機能的な連携をとれるような配置とすること。
- (b) 防音などプライバシーに配慮して設置すること。
- (c) 来賓のアプローチや職員室、給湯スペースとの動線に配慮すること。

カ 放送室

- (a) 騒音・遮音対策を講じること。
- (b) グラウンドが見通せる管理諸室付近の配置とすることが望ましい。
- (c) 放送設備は、校内（体育館含む）・校外（グラウンド）に対応できること。

キ 保健室

- (a) 静けさや良好な日照、採光、通風などの環境を確保でき、児童が利用しやすい位置に配置すること。
- (b) 緊急車両の乗り入れがしやすいよう1階に配置し、グラウンド等に面した側にも出入り口を設け手洗い足洗を設置すること。また、特別支援教室へのケア動線を優先することにも配慮すること。
- (c) 職員室、相談室と連携しやすい配置とすること。
- (d) 収納庫・物入れ（布団収納等）、流し台、洗濯用パン等を設置し、洗濯物や布団の干し場についても考慮すること。また、出入り口は移動式ベッドが容易に出入りできる大きさとすること。
- (e) 身長計等の備品を収納することができるスペースを設け、薬剤や機密文書、個人の健康記録等を保管する施錠可能な保管庫を設置すること。
- (f) 吐瀉物の消毒等を想定し、床面の素材並びに換気に十分配慮した計画とすること。
- (g) シャワー室やだれでもトイレを室内または隣接して設置することが望ましい。

ク 教育相談室（2室）、カウンセリングルーム

- (a) 落ち着いた静かな空間とし、防音などプライバシーに配慮して設置すること。
- (b) 保健室と連携しやすい位置に配置すること。
- (c) 教育相談室の1室は、カウンセリングルームと兼用する。
- (d) プライバシー確保のため鍵付きの収納を整備すること。
- (e) 照明は調色調光式とする。

ケ 職員用更衣室、職員用シャワー室

- (a) 教職員用に男女別の更衣室及び脱衣シャワー室を設置すること。
- (b) 職員室・事務室との動線や、鍵付きのロッカーを配置する等防犯対策に配慮すること。

コ 教具室（6室）

- (a) 学年ごとに1室、教材等の保管のため、教具室を設けること。
- (b) 換気に十分配慮するとともに、棚等を適宜設置し、物品の出し入れが容易なよう計画すること。また、教職員の授業準備スペースとしての使用も想定するため空調を設置すること。

サ 学校備品等倉庫（2室以上）

- (a) 諸室との関連性を考慮した配置とし、階段室等のデッドスペースを活用するなど可能な限り多くの床面積を確保すること。
- (b) 書類や机、椅子、消耗品等を保管できる空間を確保すること。
- (c) 必要に応じて棚等を配置し、効率的に物品の管理ができるようにすること。また、棚等の収納備品は必要に応じて鍵付きのものとすること。

シ 育友会（PTA）室

- (a) PTAが利用しやすいように配置することが望ましい。

ス 市職員室（校務員室）

- (a) 執務・休憩スペース及び作業・保管スペースを確保すること。
- (b) 草刈り機など大型器具もあることから、作業・保管スペースは、屋外倉庫や屋外保管スペースの設置も検討すること。また、長物の保管ができるよう考慮すること。
- (c) 直接屋外に出られ、他の管理諸室と近接する位置に配置すること。
- (d) 洗濯機置場を設置すること。
- (e) 内部仕上げは、室内で作業することを考慮した耐久性を確保すること。
- (f) 道具類等の洗浄が可能な大きめのシンクと給湯器を設置すること。
- (g) 臭気の出る作業を想定し、換気に十分配慮した計画とすること。

⑤ 給食室

ア 共通事項

- (a) 設計段階において、保健所及び市内小中学校栄養士等の関係者の助言及び意見を取り入れ整備すること。
- (b) 給食室の規模・厨房機器・配膳室のスペック等は、当該諸学校の児童・教職員分の給食調理が可能な施設・設備とすること（「添付資料9 廚房機器・備品リスト（参考仕様）」参照）。なお、給食室の最大調理能力は、800食、約24学級分（通常学級、特別支援学級、職員室、予備を含む）とする。
- (c) 食品を取り扱う諸室は、温度（25度以下）及び湿度（80%以下）の管理が適切に行える空調等を備えること。
- (d) 手洗い設備は、肘まで洗える大きさで、自動水栓とした温湯対応の設備を必要に応じて使いやすい場所に設置すること。
- (e) 排水溝は、詰まり又は逆流が起きにくく、かつ排水が飛散しない構造及び配置とすること。なお、洗浄機と接続する排水管は耐熱性とすること。
- (f) 給食室内の排水溝、排水マス、グリーストラップ、空調フィルター、換気扇等は、清掃が容易に行える構造とすること。
- (g) 開放できる窓への網戸の取り付け、換気用ウェザーカバーへの防鳥網の取り付け、給気ダクトへのフィルターを設置すること。エアーカーテンの設置及び排水トラップの設置等を行い、鳥類及び鼠族昆虫の侵入並びにそれらの住み着きを防ぐ構造とすること。
- (h) 高架の取り付け設備（パイプライン、配管、照明器具等）、窓のでっぱり等、塵埃の溜まる箇所は可能な限り排除すること。
- (i) 給食室は、将来の食数の増加に伴う設備等の増強のためのスペース等に留意して計画す

ること。

- (j) 近隣住民の生活環境への影響を考慮し、臭気対策を行うこと。臭気対策の方法については、事業者の提案とする。

イ 動線計画

- (a) 作業動線の交差による相互汚染を防止するため、汚染作業区域と非汚染作業区域とを明確に区分し、食材の搬入、調理済みの食品の配送、食器・食缶の回収までの一連の作業工程及び作業動線を考慮した計画とすること。
- (b) 汚染区域及び非汚染区域の入口にはそれぞれ前室を設けること。前室には手洗い器、鏡、ペーパーフォルダ、10人分に対応した調理靴ラック（汚染区域用・非汚染区域用）を設置すること。また、非汚染区域への入口には、エアシャワーを設置すること。調理室内のエアシャワー出口付近に手洗い設備を設けること。
- (c) 各区画の境界では、床面の色別表示（汚染区域：ピンク系、非汚染区域：グリーン系、洗浄室：オレンジ系）を行い、交差汚染がないように配慮すること。
- (d) 食材は物資検収室へ、牛乳等の直接搬入品は配膳室に搬入する。食材及び直接搬入品の搬出入は、児童等が利用するグラウンド等を経由しない経路とすること。また、給食室と校舎内のその他の諸室を区画し、食材の納入業者等が給食室を除き、その他の場所へ進入できないようにすること。

ウ 物資検収室

- (a) 食材の搬入口には、扉やシャッター等を設置し、外部からの虫・砂塵等の進入を防止するよう十分配慮すること。搬入ヤードには、十分な大きさの屋根を設ける等、搬出入の際に正面および左右からの雨の吹込み等を防ぐことができるよう工夫すること。また、プラットフォームを設け、トラック等で搬出入が容易なようにすること。
- (b) 食品が直接床面に接触しないよう、床面から600mm以上の高さの可動式置台を設けること。
- (c) 専用容器に移し替えた食品を置く可動式多段ラックを設置すること。ただし、最下部の高さは床面から600mm以上とすること。
- (d) 一槽シンク、作業台及び手洗い設備を設置し、検品記録を作成する記載台を置くスペースを確保すること。なお、手洗い設備は、作業区域への出入口の付近に設置すること。

エ 食品庫

- (a) 物資検収室に隣接した位置に食品庫を設けること。
- (b) 缶詰や調味料、乾物類等を食材ごとに適切な温度・湿度で保管又は保存出来るようにすること。また、収納用として、奥行500mm程度の多段ラックを設置すること。ただし、最下部の高さは、床面から600mm以上とすること。

オ 調理室・洗浄室・下処理室

- (a) 給食室は「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づき整備し、ドライシステムを導入すること。また、手洗い設備を適切な箇所に設置すること。
- (b) 床は不浸透性、耐摩耗性、耐薬品性で、滑りにくい材料を用い、平滑で清掃が容易に行える構造とし、調理室内は、床面から上部1.0mまでの内壁に不浸透性材料を用いること。調理室（厨房）内はドライ仕様を原則とする。

- (c) 天井、内壁、扉は、耐水性材料を用い、すきまがなく、平滑で清掃が容易に行える構造とすること。
- (d) 調理設備及び調理機器は、輻射熱を抑え、燃焼排気の拡散を防ぐものを使用するなど、空調負荷の低減に努めること。
- (e) 汚染作業区域と非汚染作業区域の境にはカウンター等を設け、食品のみが移動するよう工夫すること。
- (f) アレルギー対応食及び特別食（きざみ食等）の調理を行うためのシステム調理台（IHヒーター、器具消毒保管庫付き）を1台、専用の調理台を1台、設置すること。なお、アレルギー対応食は最大20食/日、特別食（きざみ食等）は最大5食/日の調理に必要な厨房機器を適切に設置すること。

カ 配膳室

- (a) 配膳室は、児童が給食を取りに来る動線に配慮した配置とすること。
- (b) 調理室との間に食缶等を置く配膳カウンター及び、洗浄室との間に返却カウンターを設置すること。また、児童が取り出しやすい位置にパン棚を設置すること。
- (c) 職員室等へ運搬する給食運搬用ワゴン等を一時的に保管しておくスペースを設けること。
- (d) 配膳室の壁面には、給食運搬用ワゴンによる衝突防止用のプロテクターを適切な高さに設置すること。

キ 給食職員用トイレ

- (a) トイレ及びトイレ前室を男女別で近接する場所に配置すること。なお、手洗い設備、便器ともにすべて非接触（自動水栓（温水）・石鹼、便座開閉、洗浄、照明等）とすること。
- (b) トイレは、その開口部を調理室に直接つなげず、かつ、完全に隔離する（直線距離で3m以上離す）こと。
- (c) トイレの個室前には、調理衣を着脱できる場所を設けること。また、トイレ個室内には、用便後、衣服を整える前に手洗いができる場所に手洗い設備を設置すること。

ク 事務室

- (a) 事務机2台、事務椅子2脚、打合せスペース（長机2台、6席程度）、給湯機付き流し台、中型冷蔵庫1台、書架、ホワイトボードを設けること。
- (b) 事務室は休憩室を兼ねることができるよう配慮すること。

ケ その他

- (a) 給食職員更衣室は男女別に近接する場所に配置すること。
- (b) 給食職員更衣室付近に洗濯機、乾燥機を1台（10kg以上）及びSKを設置すること。
- (c) 残渣の保管場所を調理室外（屋外）の適切な場所に設け、専用の容器を備えること。また、廃油庫は鍵付きのものを設置すること。設置に当たっては、給食室での提供食数に対応し、本市の分別方法及び収集内容に十分対応できるものとすること（残渣の回収は週3回）。
- (d) 残渣の保管場所は、児童及び近隣住民の生活環境への影響に配慮し、適切な臭気対策を

を行うこと。

- (e) 残渣の保管場所及び廃油庫の設置場所は、給食室からの動線や廃棄物処理業者の侵入経路、臭気の影響等に配慮して提案すること。ただし、最終的な設置場所は、設計業務着手時に学校と相談のうえ決定する。なお、保管場所はゴミ置き場と併用することも可とする。
- (f) 残渣の保管場所の付近に清掃用の水栓を設置すること。
- (g) 学校給食の調理の状況等を見ることができるよう、調理室に窓を設ける等の工夫を行い、食育に資する施設とすることが望ましい。その場合、見学窓の設置位置を下げることやカメラ等を活用するなど、低学年児童や車いす利用者も見学ができるよう配慮すること。
- (h) 配膳室前などの児童の目に触れる場所に、食育掲示板を設けること。
- (i) 倉庫（物品庫）を適宜設置すること。
- (j) 物資検収室入口付近にインターホンを設置すること。インターホンの対応ができる諸室は事務室とするが、給食室内のどこにいても対応ができるようパトライト等を設置すること。

⑥ その他諸室

ア 地域コミュニティースペース

- (a) 地域ボランティアとの交流授業、コミュニティ・スクールなどの地域学校協働活動の場や学校の会議室としての使用を想定している。
- (b) 学校教育上支障のない範囲（放課後及び休日）での地域開放を行うため、児童動線（児童ホーム含む）やセキュリティラインに配慮すること。

イ 地域資料室

- (a) 既存校舎にある「近松資料室」と「小田の歴史資料室」に保存されている各種資料を展示し、児童及び来校者が下坂部小学校や地域の歴史・文化を学べる空間を確保すること。
- (b) 学習への興味や関心を高められるような掲示スペースを設けること。
- (c) 学校図書館との一体的な整備を行うなど、より有効な空間活用ができるよう提案すること。
- (d) 地域資料室に展示しない資料についても共有部への展示等を検討すること。
- (e) 学校教育上支障のない範囲（放課後及び休日）での地域開放を行うため、児童動線（児童ホーム含む）やセキュリティラインに配慮すること。

ウ 開放事務室

- (a) 学校開放の管理を行う事業者の事務室、更衣室、休憩スペース及び書類保管スペースとしての利用や、児童ホーム職員の更衣室及び休憩スペースとしての利用を想定している。
- (b) 鍵付きロッカー、鍵付き書類棚、更衣スペースのカーテンレール設置等必要な整備を行うこと。

エ 給湯室

- (a) 開放事務室の付近に給湯室を配置すること。

オ 児童会室

- (a) 児童会の活動拠点を確保すること。
- (b) 普通教室と同等 (72m²) の教室・仕様とすること。

カ こどもクラブ（1室）、児童ホーム（2室）

- (a) 校舎内に普通教室、特別教室等とは別に設置すること。
- (b) 40人定員を想定し、児童1人当たりの有効床面積が1.65m²以上、1室あたり82.5m²以上を基本とする専用区画とし、適切な出力の空調を設置すること。
- (c) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮し、居心地のよいクラブ室とすること。
- (d) 各室内の壁面に掲示スペースを設けること。
- (e) 児童用ロッカー（ランドセルが収納できるサイズ以上）を50人分以上設置すること。
- (f) 各室の床はフローリングにすること。
- (g) 室内は土足厳禁とし、上履きの保管場所として児童1人ひとり専用の中棚付シューズボックスを50人分以上設置すること。
- (h) 部屋の四隅にコンセントを設置すること。また大型冷蔵庫1台設置できるコンセント及びスペースを確保すること。
- (i) 同室付近に給湯室が配置されない場合は、各室に給湯スペース（お湯の出る水道及び、IHコンロ1口）を確保すること。
- (j) 児童用手洗いスペース（蛇口3口）を確保すること。なお、付近にトイレ・手洗い場等が配置されており共用できる場合は各室への設置は不要とする。
- (k) 内装材や色彩の工夫、収納スペースや家具の形状などに配慮すること。
- (l) 出入口はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。
- (m) こどもクラブと児童ホーム（2室）、給湯室の4室をまとめて配置し、管理運営を行いやさしいよう配慮すること。
- (n) 児童の安全が確保できるよう、衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さなどについても十分配慮すること。
- (o) トイレ、手洗い場（3口以上）、階段及びエレベーターは校舎内にあるものを共用利用する。トイレ、階段以外へ行き来ができないようシャッターやスチールドア等による区画分けを行い、管理区分に配慮すること。なお、諸室の施錠等により管理区分を仕分けができる場合には、他の諸室の前を動線とすることも可能とする。
- (p) 地域開放利用者とのセキュリティラインに配慮すること。。
- (q) 光熱水費を分けて管理できるよう、子メーター等をつけること。
- (r) 壁面におやつ等を置くための棚を設けること。

キ 防災施設（防災倉庫）等

- (a) 防災倉庫は、浸水対策のため、校舎の3階以上に配置すること。
- (b) 必要に応じて非常用発電設備、防火水槽等の整備を想定したスペースを確保すること。
- (c) 防災用物資保管のため、災害対策に配慮すること。
- (d) 体育館付近に配置することが望ましい。

ク 機械室

- (a) 校舎内の適切な位置に、必要とする設備を集約した機械室を設けること。

⑦ 共用部

ア 昇降口・玄関等

- (a) 全校児童がグラウンドへ短時間で出入りでき、安全性にも配慮した、明るくゆとりある昇降口を配置すること。また、外履きの保管（長靴も含む）、内履きの保管、履替えの効率性や水滴の内部床への飛散、扉等からの雨や風の吹き込み等に配慮し、適切に計画すること。
- (b) 来客用玄関（地域開放以外）は児童の昇降口と供用する。
- (c) 昇降口・玄関等はバリアフリーに配慮し、車いすに対応できるようにすること。
- (e) 来客は来客用玄関で外履きから内履きに履きかえるものとし、下足入れ及び傘立てを設置すること。
- (g) 掃除用具入れ、掲示スペース、記念品等の展示スペース、全フロアの案内サインの設置場所を検討すること。なお、昇降口に設置する案内サインは、英語、中国語、ベトナム語、フィリピン（タガログ語）に対応すること。

イ トイレ

- (a) 児童用トイレは、教室及び特別教室等からの距離、動線に配慮し、児童が利用しやすい配置とすること。なお、休憩時間の待ち時間や児童数等の利用者数を考慮した便器数を確保すること。
- (b) 児童用トイレは、肢体不自由（軽度）の児童が利用可能な設備（手すり等）を備えた大きめの便所ブースを、男女それぞれに1箇所以上設置すること。
- (c) だれでもトイレ（バリアフリートイレ）は、車いすで利用できる仕様とし、各階の児童用トイレに1か所以上設け、汚垂に配慮すること。また、オストメイト対応として必要な設備を設けること。
- (d) 教職員・来客用のトイレを、管理諸室との動線に配慮して配置すること。
- (e) トイレは、快適で明るく、清潔なイメージとなるよう照明や色使い等に配慮し、自然光を採り入れ、安らぎの空間となるよう計画すること。また、ユニバーサルデザインに配慮すること。
- (f) トイレは全て乾式とし、掃除用シンク及び清掃用具置場を確保すること。また、室内照明や換気設備は人感センサー連動、衛生器具は非接触式（自動洗浄）にて計画すること。
- (g) 大便器は全て洋式とし、だれでもトイレ、配慮者利用を想定した大きめの便所ブース、及び特別支援学級近傍の大便器は暖房・洗浄機能付き便座とすること。ただし、将来的に全ての大便器に洗浄機能を導入することを想定し、電源の確保と給水の分岐管を設置すること。
- (g) 各大便器ブースには擬音装置を設置すること。
- (h) 小便器は低リップ型の自動洗浄機能付きとすること。
- (i) 24時間換気を設けること。
- (j) 生理用品を収納できるように配慮すること。
- (k) 運動会や地域開放、地域イベント等での利用に配慮した屋外利用者用トイレを校舎と一緒に整備すること。なお、屋外利用者用トイレには男女別トイレ及びだれでもトイレを設置すること。

ウ 廊下・階段

- (a) 廊下や階段は、教室と同程度の天井高として空間的に開放感をもたせるとともに、避難上有効かつ安全に十分にゆとりのある計画とし、各諸室もしくは各階を合理的かつ機能的に結合するよう配慮すること。また、給食配膳を廊下で行うことや児童が食缶を運ぶことを想定した幅員を確保すること。
- (b) 廊下には、教室と一体的に利用できる多目的スペースを確保することが望ましい。
- (c) 階段は、児童の安全が確保できるよう、幅員の確保や衝突防止などに留意し、手すりの形状、高さなどについても十分配慮すること。
- (d) 廊下や階段は、掲示板やピクチャーレール等、作品等を展示できるよう設え、情報発信や児童のアクティビティを誘発する空間として計画すること。
- (e) 廊下は、児童の安全性に配慮した仕上げ等を採用することが望ましい。
- (f) 廊下の壁は、給食配膳ワゴン等に対する壁面保護材、また、柱等には、適宜コーナーガード等を必要に応じて設置すること。

エ エレベーター（13人乗り・2基）

- (a) バリアフリーに配慮した配置計画とし、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の建築物移動等円滑化誘導基準に準拠し、車いすが利用できる仕様とすること。また、緊急時に担架やストレッチャー等が利用できる仕様とすること。
- (b) 1基は特別な配慮を要する児童の利用動線を優先した配置とすること。
- (c) 1基は地域開放ゾーンにおいて特に体育館（避難所）の利用動線を優先した配置とすること。
- (d) 学習資材や楽器等の大型備品の運搬に利用することを考慮した仕様とすること。
- (e) 円滑な利用と、児童や教職員との衝突防止のため、エレベーターの搬入・搬出口の前に適切な面積のたまり空間を整備すること。また、階表示も分かりやすい仕様とすること。
- (f) エレベーター内に監視カメラを設置し1階ホール及び職員室へ映像を表示・録画されること。

オ 手洗い場

- (a) 各階の廊下に適正な数量の手洗い場（自動水栓）を設け、諸室からの利用動線に配慮すること。
- (b) 手洗い場は衛生面の観点から水の溜まらない構造とし、流し台、壁及び床は耐水・耐腐食性のある材料を用いること。
- (c) 児童やその他の利用者を考慮し、利用しやすい間隔となるよう配置すること。
- (d) 手洗い場には、掃除用具用の流し台（手動水栓）を1箇所以上設けること。

カ 給水スポット

- (a) 热中症対策として、給水スポットを整備すること。給水スポットは、廊下の手洗い場の一部と兼用とすることも可とする。
- (b) 給水スポットは、直圧式での給水設備とすること。

⑦ 運動施設

ア 体育館

【共通】

- (a) 体育館は災害対策として、2階以上に設置すること。
- (b) 体育の授業や部活動、式典などを行うことができる十分な広さを確保すること。
- (c) メインアリーナ、体育館放送室等、必要とする諸室を確保すること。
- (d) 舞台、器具庫など必要とする設備を適宜設置すること。
- (e) 近隣への音、振動を考慮した防音対策等をすること。
- (f) 避難所としての利用も想定し、付近にだれでもトイレを設置するとともに、災害対応の空調設備及び電気通信設備を設置すること。
- (g) 体育館内、体育館玄関、及び校舎から体育館への渡り廊下等については、バリアフリーに配慮し、車椅子に対応できるようにすること。
- (h) 体育館空調の動力源をガス式とする場合は、都市ガスの中圧ガス管からの引込みを検討すること。

【アリーナ（フロア）】

- (a) ミニバスケット（2面以上）、6人制バレー、9人制バレー（1面以上）、バトミントン（3面以上）ができるコート等のコートライン及び支柱穴、床金具を整備すること。
- (b) バスケットゴールに吊下げ式を採用する場合は、電動昇降式とすること。
- (c) 安全性を確保したうえで、キャットウォーク（通路）を計画すること。
- (d) 暗幕の設置に必要な設備を整備すること。なお、暗幕は式典開催時などの利用を想定する。
- (e) 壁や柱には、衝突等による怪我の防止策を講じること。
- (f) 窓ガラスや照明器具等の各種建具、設備、器具には、ボール等の衝突による破損防止策を講じること。
- (g) 体育館用弹性塩ビシートと同等以上の床仕上げとすること。
- (h) 同時にスポットクーラー2台、大型ファンを4台接続することを想定しコンセント設備を設置すること。
- (i) 避難所対応のため高天井用の照明は調光可能とすること。

【ステージ（舞台）】

- (a) 固定式のステージを設置すること。
- (b) ステージはバリアフリー対応を行うこと。
- (c) ステージの下部には、パイプ椅子（800脚程度）及びフロアシート等を収納できる計画とすること。
- (d) アリーナからステージに上がる階段は固定式とし、左右両側に設置すること。
- (e) 緞帳、一文字幕（校章や校名等の刺しゅうを含む。）、袖幕、照明音響等の舞台装置一式（スクリーン、ホリゾント幕、照明バトン、美術バトン等）を設置すること。

【器具庫】

- (a) 器具庫は跳び箱、マットなど必要な器具類が収納できるスペースを確保すること。

- (b) 学校の体育備品を保管するスペースの他、地域のスポーツ団体等が学校運営のないときに使用する備品を収納するためのスペースを確保すること。
- (c) 学校の保管スペースと地域の保管スペースは器具庫内で間仕切り壁等を設置し出入口を別途設けることが望ましい。

イ グラウンド

- (a) 体育の授業や運動会、サッカー、野球などの球技などができる十分な面積と使いやすい形状を確保すること。
- (b) 可能な限り 1周120mのトラック及び100m以上の直線コースを確保できるように計画すること。
- (c) 日照・通風に十分配慮した配置とすること。
- (d) 直圧による十分な水飲み場や足洗い場をグラウンドへの出入りなどに配慮した場所に設けること。
- (e) 適度な弾力性を備え、保水性と良好な排水性を確保した構造及び仕様とすること。また、砂塵の発生防止などに十分配慮し、日常のメンテナンスのしやすい仕様とすること。
- (f) グラウンドは校舎および外部からの見通しを良くし、死角のない屋外空間となるよう配慮すること。
- (g) 校舎周りの花壇等への水遣りのために、散水栓を適切に設置すること。
- (h) 砂塵の飛散防止のために、可動式の大型散水設備を配備し、給水取出しとなる散水栓を適切に設置すること。また、散水栓は埋没を防止するため露出型とすること。
- (i) グラウンドからの砂塵による近隣への影響を抑えるため、防風柵等を設置すること。また、必要に応じて防球ネット（防球ネットの天端高はグラウンド面から概ね10m程度）を併せて整備すること。なお、防風柵の高さについては、事業予定地周辺の気象状況等を踏まえた上で必要に応じて改善提案を行うこと。また、防風柵による日影について、近隣地、農地等への影響に十分に配慮すること。
- (j) 校舎側は、校舎の窓開放を前提として、ボールの飛ぶ想定範囲に対応して防球ネットを設置すること。
- (k) 防災拠点や地域交流拠点としての役割を充足するために、グラウンド照明を設置すること。グラウンド照明は光害対策を考慮したLED照明とし、グラウンド全面で夜間の球技等が可能な程度の照度・配置を提案すること。点灯・消灯は、職員室及びグラウンドで操作が可能とする。
- (l) ライン引きのため、周回トラックの内外周点、直線コースの起終点、その他野球、サッカーなどの球技等のコートの角点等、主要なポイントのマークを設置すること。
- (m) 校内放送と同調が可能な音響設備及びスピーカーを適切に配置すること。
- (n) グラウンドは、降雨時に校舎へ砂が流入することを防ぐため、校舎1階の床の高さとの兼合いに留意すること。また、同様に敷地外へ砂等が流出しないよう配慮すること。

ウ 遊具

- (a) 屋外に、固定遊具を配置すること。
- (b) 設置する遊具は、次表のとおりとすること。

グラウンドに設置する固定遊具

品名	数量	備考
すべり台付きジャングルジム	1台	授業で使用
鉄棒 低	5連×2台	授業で使用
鉄棒 中	5連×1台	授業で使用
鉄棒 高	5連×1台	授業で使用
ブランコ	イス6脚×2台	
砂場	1台	授業で使用
のぼり棒	1台	授業で使用
うんていロング	1台	授業で使用
タイヤとび	12個セット×1セット	授業で使用
アスレチック風木製複合遊具	1台	授業で使用
バスケットボールゴール	2台	授業で使用
ボール的あて用コンクリート壁	1台	
うんていとジャングルジムの複合遊具	1台	
国旗掲揚ポール	1台	
朝礼台	1台	

エ 体育倉庫

- (a) グラウンドで利用する体育器具を用具の用途や種類別に整理が可能となる設置すること。
- (b) 大型器具の出し入れがしやすいよう扉を設置すること。
- (c) 体育器具が収納された器具庫と区分けされた石灰庫を設置すること。
- (d) 児童ホーム、こどもクラブ及び地域のスポーツ団体等が学校運営のないときに使用する備品を収納するためのスペースを確保すること。
- (e) 学校の保管スペースとその他の保管スペースは器具庫内で間仕切り壁等を設置し出入口を別途設けることが望ましい。

⑧屋外附帯施設

ア 中庭、グリーンワールド

- (a) グラウンドの規模に配慮し、中庭、グリーンワールド等の付帯施設を設置すること。
- (b) グリーンワールドは、花壇や畑を配置し、児童が植物等の育成や観察をしやすい空間とすること。

イ ゴミ置き場

- (a) 児童や教職員のゴミ出し動線、回収車の動線に配慮すること。
- (b) 分別などリサイクル教育への利用に配慮すること。

ウ 屋外倉庫（危険物倉庫）

- (a) 学校運営及び施設の維持管理に必要な資材、用具等を保管するほか、必要に応じて外部倉庫を設置すること。
- (b) 園芸用具、油等の危険物を収納できる鍵付きの倉庫を設置すること。

エ 屋外クールスポット

- (a) 熱中症対策として、屋外で休憩やクールダウンができる屋外クールスポットを整備すること。

⑨ 外構等

ア 駐車スペース

- (a) 駐車スペースは4台分以上を整備し、うち1台分は障がい者用とすること。
- (b) 駐車スペースの仕上げは、アスファルト等で舗装し、車止めを設置すること。また、駐車スペース内での安全が図られるよう駐車区画、場内歩行者動線に十分配慮するとともに、児童等の飛び出し等による事故を防止するための安全柵や植栽等を設置すること。
- (c) 駐車スペースは、円滑かつ安全な出入りに配慮するとともに、不審者の侵入防止等の観点から死角の少ない配置とし、外灯（自動点灯及び時間点灯が可能なもの）を適切に配置すること。また、駐車スペースの1/2以上に電気自動車の充電器整備を実施すること。

イ 駐輪場

- (a) 駐輪場は職員用44台程度（屋根あり）、来客・学校開放用20台以上のスペースを設置すること。
- (b) 駐輪場と駐車スペースの動線、及び場内歩行者動線に十分配慮すること。

ウ 校門・通用門

- (a) 児童の登下校及び給食等の搬出入、緊急車両の進入路や行事等における搬出入ルート及び地域開放利用者の動線を考慮した配置・大きさとすること。
- (b) 歩車分離を明確にし、安全性を確保した計画とすること。
- (c) 防犯、安全面を考慮し、施錠可能な構造とすること。
- (d) インターホン（カメラ付き）及び電子施錠装置を設置し、職員室、給食室、児童ホーム、こどもクラブにて確認及び解除できるように必要な設備機器の設置や配管配線工事を行うこと。別途設置される登下校見守りシステムの電源を確保すること。
- (e) 監視カメラを設置し、職員室及び学校図書館から校門周辺の様子が確認できるようにすること。
- (f) 学校関係者の使用する門とは別に地域開放利用者の使用する門を整備することが望ましい。
- (g) 地域開放利用者の使用する門の周辺は見通しの良い開けた空間を確保する等、利用しやすい空間となるよう整備すること。
- (h) 夜間の通用を考慮して適切な照明を設置すること。

エ その他

- (a) 雨水貯留浸透施設等を整備すること。
- (b) 敷地内のセキュリティ対策及び交通安全対策として、外部から敷地内に容易に立ち入ることができないよう、フェンスや門扉で囲うなど安全面に配慮すること。

才 太陽光発電

- (a) 太陽光発電の発電容量は最大50kw未満とし余剰電力は売電する。
- (b) 蓄電池から電源供給する照明とコンセント箇所は校長室、事務室、職員室、体育館、体育館便所、体育館への通路階段等災害時使用する居室等とし、約50%負荷で1日15時間程度使用できるような蓄電池容量とする。